

本教委第 125号

令和2年4月30日

各小中学校長 殿

各幼稚園園長 殿

本部町教育委員会

教育長 知念 正昭

(公印省略)

学校における新型コロナウイルスに伴う臨時休校期間延長の対応について（4月30日現在）

1. 臨時休校期間の延長について

- (1) 期間は5月7日（木）～5月20日（水）とする。（県内状況をみて、変更もある。）
- (2) 休校期間中は、児童生徒は原則、自宅待機とする。
- (3) 放課後のスポーツ活動、部活動等も実施しないこと。
- (4) 給食は、5月21日から開始する。

2. 幼稚園について

- (1) 小中学校と同様の日程で休園とし、保護者が医療従事者等の特別な理由に限り緊急対応園利用とする。
- (2) 給食は停止する。

3. 始業式について

- (1) 5月21日（木）に、感染防止対策に万全を期して、実施すること。
- (2) 朝の健康観察で、発熱等の風邪症状がみられる児童生徒は、参加させないこと。

4. 入学式について

- (1) 5月22日（金）に、可能な限り規模を縮小し、短時間で実施すること。
(本部中は、21日予定)
- (2) 新入生、保護者、教職員のみの参加とすること。

5. 登校日の設定や児童生徒の学習の保障等について

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休校期間中の学習の保障等について（本教委119号）」参照すること。
- (2) 登校日については、任意ということを前提に設定し、分散登校や少人数実施など、保護者が安心できる方法で実施すること。
- (3) 登校日の設定は、週1、2回程度とし、長時間にならないよう工夫すること。
- (4) スクールバス活用の際は、三密を避けるような工夫を行うこと。
- (5) 新入生についても、各学校の状況に応じて、可能な限り支援を行うこと。

6. その他

- (1) ホームページやメーリングサービスで情報を迅速に発信できる体制を整えること。
- (2) 児童生徒、教職員の家族等で、感染者、濃厚接触者又は間接的な接触者等が出た場合は、速やかに教育委員会へ報告し、対応の相談を行うこと。